

令和2年度 第1回神栖市都市計画審議会 会議録（要旨）

期 日 令和3年3月17日（水）

場 所 神栖市役所分庁舎 2階 会議室3

時 間 午前10時30分～11時40分

○ 審議事項

諮問第1号 鹿島臨海都市計画ごみ焼却場の変更案について

○ 出席委員

伊 藤 大	木 内 敏 之	額 賀 優
神 崎 誠 司	秋 山 武 清	棚 井 孝 浩
水 城 真 紀 子	佐 藤 雅 史	野 村 み さ 子
會 澤 英 明	前 野 正 純	

○ 欠席委員

1名

○ 説明等のために出席した者

都市整備部長	竹 内 弘 人
都市計画課課長	梅 原 秀 市（事務局）
都市計画課課長補佐	佐々木 ゆかり（事務局）
都市計画課主事	青 柳 馨（事務局）
生活環境部長	吉 川 信 幸
廃棄物対策課課長	飯 田 義 則
鹿島地方事務組合施設整備課課長	阿 尾 和 之
鹿島地方事務組合施設整備課副参事	山 口 和 範
鹿島地方事務組合施設整備課係長	渡 辺 真 仁

○ 傍聴者 なし

1 開会 <10時30分>

（司会進行 事務局）

神栖市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により本審議会の成立を報告する。

2 あいさつ

会長

3 議事録署名人の選任

議長の指名により、額賀 優 委員、佐藤 雅史 委員の2名を指名する。

4 協議案件

○ 諮問第1号 鹿島臨海都市計画ごみ焼却場の変更案について

(事務局)

鹿嶋市と神栖市で構成する鹿島地方事務組合で整備する新可燃ごみ焼却施設について、都市計画決定の位置や理由及び経緯等に関する概略を説明する。

(鹿島地方事務組合)

一般廃棄物処理施設の構造・規模・焼却方法等の施設概要とスケジュール、渋滞緩和策について、説明する。

意見・質疑応答等

(A委員)

この諮問案件が通らなかった場合はどうなるのか。また、当初は、地元のごみを直接搬入ができない計画だったところを、地元の区長さんからの意見もあり可能になった経緯があるが、搬入するときの対策がこれで大丈夫なのか確認したい。

(事務局)

今回の諮問内容は、施設の概要及び運営方針ではなく、ごみ焼却場の建てる位置についての諮問となっています。諮問された都市計画法上の位置の決定について、支障が無いかを審議会で答申していただき、その結果を踏まえて、最終的には市長が判断をするものです。

(市廃棄物対策課)

新しいごみ処理施設への搬入方法についてですが、現在は、鹿嶋 RDF センターと波崎 RDF センターの2箇所にごみを集めて RDF 化をしたものを第三セクターである鹿島共同再資源化センターで焼却処理をしています。

この基本的な体系をあまり変えない方が、市民の方も戸惑うことなくスムーズではないかという考えもあり、既存の各 RDF センターを中継基地に改修し、そこにごみを集めてから新しい施設へ持って行くのが当初の案です。

しかし、近くのごみを鹿嶋や波崎の RDF センターまで持って行くのは、やはり非効率だという地域住民の意向を踏まえ、再度、鹿嶋市及び鹿島地方事務組合と協議をした結果、神栖市で発生するごみについては、市民が直接、新しいごみ処理施設へ搬入できる計画と変更させていただいたところではあります。

(A委員)

鹿島地方事務組合からの説明にあった対策で大丈夫なのかということを探っている。市民の方が年末などに大掃除をして、新しいごみ処理施設に持って行こうとしたら受け取ってもらえず、鹿嶋や波崎の中継施設に持って行かなくてはならないということがない、ということよろしいか明言していただきたい。

(鹿島地方事務組合)

中継施設が一番効率的と考えており、現在、中継施設の基本計画を策定すべく委託するため、コンサル業者の募集をしたところです。今年度中には、事業者が決定し、ヒアリング等を来年度行う予定です。中継施設の規模等を調整し、今後、具体的な対策も検討していきます。

(A委員)

今の説明では、中継施設に持って行くことが最も良いようなことを話しているが、市民の方と約束してきたことが無視される可能性がある。

今まで、神栖市から出たごみを鹿嶋と波崎に二分化して持って行くことは、利便性に欠けていると思っていた。神栖に新施設を建てて市民の利便性を高めた方が良いだろうと市長に提案した。ところが、計画が進んでいくとごみの直接搬入は受け入れないとされ、地元の6地区の皆さんから反対の要望が出て、神栖市のごみは直接搬入を可能にすると約束したはずである。しかし、中継施設に持って行く方が良いという説明だが、それで大丈夫なのかを確認したい。

(市廃棄物対策課)

神栖市として、近隣の6地区の方に集まっていただき、ごみの直接搬入について、進めたい意向をきちんと示しております。先ほど、鹿島地方事務組合の説明にあったとおり、これから新しい中継施設の基本計画を定めて、その中で再度、一番効率良くできる方法を考えて、実施していきたいと思っており、市として約束をしたことを実行していくために、鹿嶋市と鹿島地方事務組合と調整をしながら努力してまいりたい。

(A委員)

それではまったく違う。地元の6地区と市民の皆さんと、神栖市から出たごみは、自己搬入を受け入れるという約束をしている。努力などという言葉ではなく、受け入れると約束したのだから受け入れるのが当然のことだ。

私は、この場所に作ることは反対ではないが、鹿嶋市との負担割合の問題で今日まで反対してきた。RDF方式のときに比べ、何故か、神栖市の負担割合が2パーセントも増えたため、この施設の整備費のおよそ150億円のうち、3億円も負担が増え、市民が損をすることになる。ここにおられる委員の方々の多くは知らないと思うが、負担割合が増えるにも関わらず、ごみの受け入れは努力しますでは当然おかしい。受け入れるという前提で、この対策で大丈夫なのかという確認である。

(鹿島地方事務組合)

設計上、基本的には渋滞しないということで確保しています。通常時であれば、地元の方の直接搬入の受け入れは問題ないと思いますが、年末のごみが集中する時期だと場合によっては、調整させていただくこともあると思います。

(A委員)

例えば、年末に自分の家で掃除をしたごみを持ち込む際に、規制すると考えているのか。それとも、そこから鹿嶋や波崎の中継施設に持って行って欲しいというようにするのか、あるいは必ず受け入れるのか。もう工事に入ってるのだから、決めておかなくて大丈夫なのか。

国からの補助以外にも神栖市民と鹿嶋市民のお金で建てるわけだから、きちんと示さなければ

ばならないのではないかと。我々もここで議決するのに、この事は明確にしておかなければならないと思うので、是非市民のごみはこの施設に100パーセント受け入れられるようにしていただきたい。

(事務局)

先ほどの答弁について補足させていただきます。

市長に対する答申について、先ほど位置については、反対しないというお話でしたが、もし支障無いということで、皆さんの合意が得られれば、答申としては、敷地の位置については、支障無しというような回答をしていただく形になります。

参考までに、建物の概要や運営方針、負担割合について、担当より説明はさせましたが、それは、鹿嶋市と神栖市の事業主体での話し合いとなりますので、別のお話であり、この都市計画審議会で認めたということにはなりません。

(議長：会長)

先ほどの話は、実際知らない方が多く、この話で私を含め、委員の皆さんもよく分かってきたところだと思う。今日の審議会は、今の説明のとおり、敷地の位置や大きさについて都市計画審議会で考えて欲しいとのことだった。ごみ施設、いわゆる迷惑施設を受け入れる際には、負担割合を含め様々な条件において、受け入れる所が有利になるというのが一般的なので、そういったことは別の機会に話し合っていたきたい。

その他何かありますか。

(B委員)

同じような質問になるが、コンビナートを抱える当市では、6地区をはじめ、その周辺では渋滞するのではという意見を聞いた。地元からしてみれば、ごみを直接搬入したいという気持ちはあるが、逆に、すべてのごみを受け入れると渋滞する懸念がある。どのように考えているのかお伺いしたい。

(鹿島地方事務組合)

渋滞対策について、最終的にすべてのごみが新しいごみ処理施設へ搬入されますが、中継施設の計画では、中継施設の利用を促し、運搬に10t車等を活用することで、台数を減らし中継施設から搬出することで渋滞等に対応したい。

(市廃棄物対策課)

現在でも市内のリサイクルプラザなどでは、渋滞が発生しそうな時の対応としては、荷下ろしの手伝いなどを行うことによって降ろす時間を短縮することや、年末年始は混み合うので、なるべく早めに搬入をしていただくといったような啓発活動も含めて、色々対策を考えていきたい。

(B委員)

普段からコンビナートの出入り等移動が多いと思うので、よく調査をしていただきたい。

(C委員)

渋滞の心配や年末年始も厳しい可能性があるというお話だったが、それであれば渋滞しない場所に建てるという考えはないのか。同等の面積で渋滞しないような場所をこれから考えるということはできないのか。

(市廃棄物対策課)

RDF方式をやめて新しい燃焼方式の施設を建設することが決まってから、神栖市としては、候補地選定委員会で、市有地や候補になり得る場所を、様々な条件等も加味して選定した結果、この場所に決定したものです。その後、鹿嶋市と調整をして、最終的に神栖市の候補地に決まったもので、今からこの場所を変えるということは難しい。

(C委員)

この場所以外に選択肢がないなら、この場所で良いか諮問をすること自体がおかしいのではないか。変える余地が無い諮問をされても困る。都市計画審議会が良いと言ったお墨付きがほしいという話にならないか。複数案があって、どちらの可能性もあるがこちらでいきたいから都市計画審議会の意見を聞きたいということなら分かる。もう事業が動いていて、選定委員会までやって、渋滞してもここしかないがどうですかと言われたら、今日集まった意味自体が無いのではないか。

(A委員)

もう一回会議を開いて、その辺りをよく整理してから諮問した方が良いのではないか。

【暫時休憩：休憩の声あり、議長休憩宣言】

【再 会：議長再会宣言】

(生活環境部長)

渋滞の関係やごみの直接搬入についてですが、昨年から住民説明や議会で説明をさせていただいてきました。各委員もご心配されていましたが、直接搬入については、新しいごみ処理施設で神栖地域の市民の方の分は直接搬入を受け入れます。渋滞のご心配については、当然工場地帯の中ですので通勤や帰宅の時間帯、定修の時期などについては、時間的な部分の調整は必要かと思いますが、直接搬入を計画させていただきます。中継施設の方からの搬入も大型車にして台数を減らして可燃ごみ処理施設の方に搬入をかけますので、渋滞については万全の対策を取っていきたいと思います。

(A委員)

守るべきこととして約束をしてもらったので、私は採決に通してもらって構いません。

(D委員)

会社の行き帰りの時間は混むが、渋滞する夕方や朝にごみ捨てにはなかなか行かない。

今回新型コロナウイルスの関係で、すごい混雑があったらしいが、そういうことは問題ないのではないか。女性団体では、ごみの減量に少しでも貢献する意味でも、きれいな古着を集め、難民の人に送る活動をしていたりもするし、大丈夫だと思う。

(市廃棄物対策課)

市としては、今お話のあった古着贈与の活動のように、市民の方になるべくごみを出さないように、また、そのままごみとしないで資源物として回収させていただくような啓発活動を行うとともに協力していただいている方々とごみの減量化を進めていきたい。

(議長：会長)

啓発やPRは大事なこと。C委員よろしいですか。

(C委員)

先ほどの心配事については、生活環境部長に答えていただいたので問題ない。

(E委員)

細かいことで趣旨とは異なるのかもしれないが、配置計画で横断歩道が真ん中にあるが、この横断歩道は何のためにあるのか。環境に配慮するということで見学などで小学生が来ることがあると思うが、ここを通るのか、それともこの周りを通るのかお聞きしたい。

(鹿島地方事務組合)

駐車場に車を置いた後に、オレンジ色の太い带状の所を通っていただいて、横断歩道から隣の点線の所を渡り、工場棟に入っていきます。見学者の方は大型バスを利用すると思いますが、職員も見学者の方も同様に、この導線を経て工場棟に入っていく形になります。(配置図説明)

(議長：会長)

それでは、本日のこの諮問第1号 鹿島臨海都市計画ごみ焼却場の変更案について、皆さんにご同意いただいたと考えてよろしいか。実際に進めていくにあたっては、今日出た事項を整理して履行していただきたい。

(議長：会長)

それでは、今回の諮問第1号につきましては、皆さまのご同意を得て「異議なし」ということで、市長に答申する。

5 その他

○ 立地適正化計画の策定について

(事務局)

立地適正化計画の概要と策定スケジュールを説明する。

○ 来年度の都市計画決定の予定について（深芝豊田・昭田地区）

（事務局）

深芝豊田・昭田地区の用途変更，地区計画制度の導入とスケジュールについて説明する。

6 閉会 <11時40分>

（議長：会長）

閉会を告げる。